新公審查答申(個)第73号令和6年8月21日

新潟市代表監査委員 様

新潟市公文書公開等審査会 会 長 菊 池 弘 之

審査請求に関する諮問について (答申)

令和元年12月20日付け、新監査第456号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市代表監査委員(以下「実施機関」という。)が、令和元年8月22日付け新 監査第298号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年8月9日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下の開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

令和元年8月5日付け新監査第271号の文書「新潟市職員措置請求の審査結果について(通知)」(以下「本件結果通知」という。)「第2 監査委員の判断」の「1住民監査請求の対象について」に「当該行為等を他の事項から区別して特定できる個別的、具体的に適示(ママ)することを要し」と記載されているが、新潟市職員措置請求書(以下「本件職員措置請求書」という。)に添付した文書は、平成30年10月23日の事案について、広聴相談課が県弁護士会に対し確認依頼を行い、県弁護士会が意見を述べた文書(以下「確認依頼に対する意見」という。)であることから、平成30年10月23日の弁護士無料法律相談であることは特定されている。

しかし、監査委員は、確認に対する意見の「2 担当弁護士に対する聴取の結果を踏まえた意見」における「発言の有無について記憶はありませんでした。」を引用して結論を導いており、矛盾している。

よって、職員措置請求の内容が「特定されない」としたことを示すもの(以下「本件請求文書」という。)の開示を請求する。

2 実施機関の決定

令和元年8月22日、実施機関は、本件請求文書を保有していないとして、非開 示決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審查請求

令和元年8月29日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和元年12月20日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審 査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張 する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件職員措置請求書に添付した文書は、確認依頼に対する意見であることから、 平成30年10月23日の弁護士無料法律相談であることは特定されている。これ を「特定されない」とするからには、「特定されない」という根拠を示すものがあ るはずであり、それを開示しなければならない。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件結果通知において、「監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面等の資料(以下「本件職員措置請求書一式」という。)を統合しても、監査委員が監査するにあたって他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に適示(ママ)されているとは認められず、請求の特定を欠くものとして監査委員が監査をする義務を負わないものと言わざるを得ない。」と監査委員の判断として記載している。「特定されていない行為等」を文書表記することは不可能なため、開示を求められた文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求に係る公文書を保有していないとして本件 決定を行ったところ、審査請求人から、「特定されない」という根拠を示すものが あるはずとして本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の 妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 当審査会において、本件職員措置請求書一式を見分したが、平成30年10月 23日の弁護士無料法律相談であることを特定認識できるような文書は見当たら なかった。
- (2) また、当審査会で本件結果通知を見分したが、その内容を適切に読み取れば、「特定されない」と判断した理由については明白である。
- (3) 念のため、当審査会は、本件結果通知に記載されている監査委員の判断の部分を作成するにあたり、どのような審議が行われたのかを確認するため、実施機関に対し、その監査委員会議の会議録(以下「本件会議録」という。)の提出を求めた。 当審査会で、本件会議録を見分したが、監査委員の判断の過程は記載されているものの、「特定されない」という根拠についての記載は確認できなかった。
- (4) そうすると、本件請求文書は存在しないとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情は見当たらないことから、 実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 最後に、本件請求における実施機関の対応について付言する。

個人情報開示請求の対象は、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報である。 この点本件では、「特定されないとしたことを示すもの」を求められているが、これは個人情報開示請求ではなく、情報公開制度で請求すべきものであったと当審査会は考える。審査請求人が制度を正しく理解し適切に利用できるよう、実施機関と審査請求人の双方が互いに協力しながら、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用が円滑に行われるよう努めるべきである。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日			内容
令和	元年1	2月23日	実施機関の諮問書を受理
令和	6年	3月 5日	審査会開催(第1回)
令和	6年	4月15日	審査会開催 (第2回)
令和	6年	5月17日	審査会開催 (第3回)
令和	6年	6月24日	審査会開催(第4回)
令和	6年	7月30日	審査会開催(第5回)
令和	6年	8月19日	審査会開催(第6回)

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子